

熊本市中小企業小口資金融資制度要綱運用規程

制定	平成16年	3月31日	市長決裁
改正	平成18年	3月27日	市長決裁
			(略)
	平成23年	7月1日	経営支援課長決裁
	平成24年	3月26日	市長決裁
	平成26年	4月24日	農水商工局長決裁
	令和3年	6月7日	商業金融課長決裁

(趣旨)

第1条 この運用規程は、熊本市中小企業小口資金融資制度要綱（昭和38年8月7日制定。以下「要綱」という。）の運用に当たり、熊本県信用保証協会（以下「協会」という。）の定めるもののほか必要な事項を定めるものである。

(融資対象者)

第2条 要綱第3条第1号に規定する市内に1年以上居住とは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 個人事業者においては、本市への住民票登録日から起算し、1年以上経過していること。
- (2) 法人においては、本市での登記日から起算し、1年以上経過していること。

(業歴等)

第3条 要綱第3条第1号に規定する同一業種を1年以上経営しているとは、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、許認可を要する事業については、下記に加え、許認可の取得日から起算し、1年以上経過していること。

- (1) 個人事業者 次に掲げるもののいずれかに該当するもの
 - イ 直近2か年度の税務申告がなされていること。
 - ロ 帳簿や伝票にて1年以上の営業取引が確認できること。
 - ハ 営業所賃貸借契約又は、商取引契約の期日が1年以上経過していること。
- (2) 法人 設立登記日より1年以上経過していること。許認可を要する事業については、さらに、許認可の取得日から起算し、1年以上経過していること。

2 次に掲げる各号のいずれかに該当する場合は、業歴を通算して取り扱うものとする。

- (1) 個人事業者の事業継承 事業継承の原因が、死亡、老齢、病気等で3親等以内の親族が継承した場合。
- (2) 法人成り 個人から法人化したとき、個人経営時の経営者又は3親等以内の親族が法人の代表者となった場合

(納税)

第4条 要綱第3条第2号に規定する市県民税又は法人市民税を納税していることとは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 個人においては、直近2か年度（業歴2年未満の場合は、直近年度）の納税証明書において、未納額の記載がないこと。
- (2) 法人においては、直近1期分の納税証明書において、未納額の記載がないこと。

第5条 削除

(融資制度の併用)

第6条 本制度と次の各号に掲げる熊本市融資制度との併用を認める。

- (1) 熊本市中小企業経営向上小口資金融資制度
- (2) 熊本市中小企業経営安定資金融資制度
- (3) 熊本市中小企業創業サポート資金融資制度
- (4) 熊本市中小企業短期資金融資制度
- (5) 熊本市中小企業経営安定特例資金融資制度
- (6) 熊本市中小企業経済環境変動対策資金融資制度
- (7) 熊本市中小企業公害防止施設資金融資制度
- (8) 熊本市中小企業地下水使用合理化設備資金融資制度
- (9) 熊本市中小企業高度化資金融資制度

(10) 熊本市中小企業新エネルギー設備等資金融資制度

(借換)

第7条 本制度の融資残額が2分の1以下となった場合、借換申込みをすることができる。

(必要書類)

第8条 要綱第7条に規定する所定の申込書及び必要書類とは、次の各号に定めるものとする。

- (1) 熊本市中小企業制度融資借入申込書(共通様式-1)
- (2) 信用保証協会全国統一申込書式及び添付書類
- (3) 個人事業者 市県民税納税証明書の写し(直近2か年分)ただし、非課税の場合は所得課税証明書の写し
法人 法人市民税納税証明書の写し(直近1か年分)
- (4) その他関係書類等

(協会の必要書類)

第9条 要綱第9条第1項の保証依頼の書類とは、次の各号に定めるものとする。

- (1) 熊本市中小企業制度融資借入申込書(共通様式-1)の写し
- (2) 信用保証協会全国統一申込書式及び添付書類
- (3) 個人事業者 市県民税納税証明書の写し(直近2か年分)ただし、非課税の場合は所得課税証明書の写し
法人 法人市民税納税証明書の写し(直近1か年分)
- (4) 熊本市中小企業制度融資発送簿(様式-A)
- (5) その他関係書類等

(市の必要書類)

第10条 要綱第9条第1項に規定する市の必要書類とは、次の各号に定めるものとする。

- (1) 熊本市中小企業制度融資借入申込書(共通様式-1)
- (2) 信用保証委託申込書の写し
- (3) 申込人(企業)概要の写し
- (4) 信用保証依頼書の写し
- (5) 法人 保証人等明細の写し

(要綱第5条ただし書に基づく取扱金融機関)

第11条 要綱第5条ただし書に基づき、次の条件のもと福岡銀行を取扱金融機関に加える。

- (1) 福岡銀行熊本営業部のみの取扱いとすること。
- (2) ふくおかフィナンシャルグループの事業再生支援の取組で熊本ファミリー銀行の有する事業再生事業及び不良債権関連事業(以下「事業再生事業等」という。)を会社分割し福岡銀行へ承継(平成21年2月13日効力発生)した当該事業再生事業等の対象の中小企業者のうち熊本市中小企業融資制度による融資を受けている者への融資に限ること。
- (3) 市は、要綱第2条に規定する預託を行わないものとする。
- (4) 自己資金をもって十分な融資準備金を確保すること。

附 則

この運用規程は、平成16年5月1日から施行する。

附 則

この運用規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この運用規程は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この運用規程は、平成21年3月12日から施行する。

附 則

この運用規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この運用規程は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

この運用規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この運用規程は、平成26年5月1日から施行する。

附 則

この運用規程は、令和3年7月1日から施行する。